

2024年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について

[大阪市職経済局支部 本交渉]

日 時 令和6年3月14日（木）午後5時15分から  
場 所 万博推進局会議室  
出席者 所属 総務課長以下  
支部 支部長以下

(所属：担当係長)

それでは、10月25日に申入れのあった事項について、口頭による事項も含めて、当局の考え方を回答いたします。

(所属：総務課長)

平素は、支部長をはじめ、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、申入れに対する当局の考え方について、回答いたします。

令和6年度の業務執行体制に関しまして、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、業務執行体制の確立にあたっては、今後見込まれる事務事業の精査を行い、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

令和6年度につきましては、2025年大阪・関西万博の開催の1年前を迎え、総務企画部の総務部及び企画部へ再編並びに各部における業務執行体制の強化を予定しておりますが、これに伴う勤務労働条件の変更は、現在見込んでおりません。

時間外労働時間の縮減につきましては、全庁的な取組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組むとともに、年次休暇につきましても、引き続き、計画的な休暇取得の促進及び休暇を取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、労働安全衛生対策として衛生委員会を定期的開催し、職員の健康増進に努めてまいります。

会計年度任用職員につきましては、総務企画部における庶務・経理等に関する補助業務にかかる職において任用を行っているところです。会計年度任用職員の任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務内容や業務量を勘案のうえ、引き続き適切に行ってまいります。

それ以外の事項につきましては、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは市職本部と総務局間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識し

ております。

(組合：支部長)

ただ今、「今後見込まれる事務業務の精査を行い、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

そのうえで、申し入れの趣旨を踏まえ、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるもので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、何点かにわたり口頭で補足したいので合わせて回答をお願いします。

1. 組合員から恒常的に超過勤務が発生していると聞いているが、超過勤務の状況について聞きたい。
2. 超過勤務にかかる特例業務については、本来、大規模災害への対処等となっているが、今般示された内容は市職として到底受け入れられない。海外来賓の緊急対応・会議等への急遽の出席・事件事故への緊急対応・報道機関への内容開示・他者による事業遅滞の対応は当然に業務を行う上で、どの所属でも通常業務の中で発生する内容と捉えている。これらを特例業務とするのであれば、その内容について発生時点でその都度業務命令前に説明を求める。
3. 時間外勤務の上限について、上限までは働かせて良いとの考え方は今すぐ改めることを求めておく。ワークライフバランスにおいて定時退庁は当然のことであり、その趣旨を踏まえた上で要員配置をおこなうことを確認したい。

以上回答をお願いします。

(所属：総務課長)

ただいま、組合側から数点にわたりご指摘をいただいたところであります。

超過勤務の実施状況については、今年度2月末時点での平均超過勤務時間は、総務課は職員11名で41:37時間/月、企画課は職員10名で35:25時間/月、儀典課は職員2名で15:42時間/月、推進課は職員12名で44:16時間/月、参加促進課は職員7名で48:03時間/月、整備調整課は職員6名で47:40時間/月、整備企画課は職員5名で20:28時間/月、出展企画課は職員6名で33:27時間/月となっております。

万博推進局からの派遣者につきましても、平均超過勤務時間については、博覧会協会は職員103名で20:38時間/月(1月末時点)、公益社団法人大阪パビリオンは職員15名で、20:37時間/月となっております。

また、特例業務は、その業務の性質や発生の状況等により区分されるものであることから、職員の勤務労働条件ではなく、職制が自らの責任において実施する管理運営事項となるものです。

そのうえで、特例業務は災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合でなくてはならないものであると認識しており、その考えを踏まえ、万博推進局における特例業務は、一部の業務に限定した対応としています。また、単に事由に該当するからといって安易に特例業務として取り扱うのではなく、個別の時間外勤務命令について十分精査したうえで判断してまいります。

なお、特例業務は緊急性を伴うものを対象にしており、また所属長の判断にて命令を実施するものであることから、発生時点でその都度業務命令前の説明の実施は困難ですが、特例状況の発生状況についての情報提供については、必要に応じて対応させていただきます。

令和6年度の業務執行体制に関しましては、冒頭に申し上げた内容との重複となりますが、今後見込まれる事務事業の精査を行い、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

(組合：支部長)

只今追加質問について回答があったが、昨年度も申し上げているが、超過勤務の状況については明らかに要員の配置が適切になされているとは言い難い、職員の超過勤務によって業務が補填されている状況にある。あらためて、適切な要員配置を求めておく。

また、特例業務については管理運営事項との回答があったが、特例業務として行う時間外労働は地公法第55条1項の「勤務時間その他の労働条件」に該当し交渉事項であると考え。一方的に情報提供ではなく、誠実な交渉のもとに合意形成されるものであると認識している。

ご存じとは思いますが東京オリンピックにおいても、過労による自殺等が報道されている。このような不幸を繰り返さないためにも、職員の勤務労働条件については労使が協調して協議・交渉のうえで成り立つものであり、誠意ある交渉を求めたい。

(所属：総務課長)

今回は、もともとある特例業務の制度を万博推進局において、整理したものを情報提供したものであり、何らこれまでと変更があるものではないと考えています。

しかしながら、特例業務にかかわらず、時間外労働時間については、適切な執行管理に取り組むことが重要と認識しており、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

また、今後職員の勤務労働条件に変更が生じた場合には、改めて交渉の場を持ちたいと考えています。

(組合：支部長)

ただいま総務課長から回答いただいたところであるが、支部としては、基本的に特例業務を追加設定される場合に関しては、交渉事項だと考えている。もちろん執行管理に基づいて申し上げたところであるが、労働弁護士に相談をしたうえで交渉事項だとの回答いただいているので、引き続きの交渉を設けたいと考えている。またそれ以外の点については、基本的に交渉事項はないものと認識しているが、今回の特例業務については事務折衝から積み上げていきたいと考えているのでよろしく願います。